四　日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること（エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関するものに限る。）。

五　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る国際経済事情に関する調査を行うこと。

5　資源安全保障室に、室長を置く。

6　［略］（サービス貿易室及び企画官）

第三十六条　国際貿易課に、サービス貿易室及び企画官一人を置く。

2・3　［略］

［削る］

［新設］

4　［同上］（サービス貿易室及び国際経済紛争処理室並びに企画官）

第三十六条　国際貿易課に、サービス貿易室及び国際経済紛争処理室並びに企画官一人を置く。

2・3　［同上］

4　国際経済紛争処理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の下での紛争解決の処理に関し、次に掲げる事項に関すること。

イ　経済に関する国際機関等に係る外交政策

ロ　経済に関する国際機関等に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力

ハ　経済に関する国際機関等に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力

ニ　経済に関する国際機関等に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施

ホ　経済に関する国際機関等に提出する資料の作成

二　経済上の連携に関する条約その他の国際約束及び投資に関する条約その他の国際約束の実施に関するものであって紛争解決の処理に関すること。

5　国際経済紛争処理室に、室長を置く。

6　［同上］（企画官）

第三十八条　経済安全保障課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、経済安全保障課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（海洋法室及び国際裁判対策室）

第四十三条　［略］

2　海洋法室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋の分野に関する国際法に係る外交政策に関すること（他課及び社会条約官の所掌に属するものを除く。）。

二～五　［略］

3　［略］

4　国際裁判対策室は、国際司法裁判所、常設仲裁裁判所及び国際刑事裁判所における裁判手続並びに海洋法に関する国際連合条約の下での裁判手続に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際法に係る外交政策に関する助言を行うこと（他課及び社会条約官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

5　［略］

［削る］

4　［略］

第三十八条　削除

［削る］

（海洋法室及び国際裁判対策室）

第四十三条　［略］

2　海洋法室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋の分野に関する国際法に係る外交政策に関すること（条約課、経済条約課及び社会条約官の所掌に属するものを除く。）。

二～五　［同上］

3　［同上］

4　［同上］

一　国際法に係る外交政策に関する助言を行うこと（条約課、経済条約課及び社会条約官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［同上］

5　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年八月三日から施行する。